

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 6 月 22 日

全国知事会

会長 麻生 渡 殿

清泉監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

近江久保


当監査法人は、全国知事会の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの平成 20 年度の下記の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 一般会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録
2. 職員退職金特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録
3. 貸借対照表総括表
4. 正味財産増減計算書総括表
5. 財産目録総括表

II 収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. 職員退職金特別会計の収支計算書
3. 収支計算書総括表

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、全国知事会の平成 20 年度末日現在の財政状態及び同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、全国知事会の平成 20 年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

職員退職金特別会計の財務諸表に対する注記「1. 重要な会計方針 (2) 引当金の計上基準」に記載のとおり、当年度より退職給付会計を導入し、退職給付引当金を計上している。

全国知事会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上